

事業者の皆様

# 廃棄物処理法違反は 厳しい罰則が 科せられます

最高で5年以下の懲役もしくは  
1000万円以下の罰金、  
またはこれの併科となります。

缶・びん・プラスチック類は  
産業廃棄物のため市では処理できません。  
産業廃棄物として  
適正に処理していただきますようお願いいたします。

裏面へ





# 事業所から出たごみの処理について

- 事業所から出たごみ（資源物以外）は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別する必要があります。
- ルールを理解し、適正なごみ処理をお願いします。

ごみの発生

リサイクル

不可能

分別

## 資源物

### ①リサイクル可能な紙類

新聞、OA紙、雑誌、ダンボール、機密書類、シュレッダー紙等

※令和6年1月より、リサイクルが可能な紙類は、市の清掃工場へ搬入できません！

### ②紙類以外

作業服、制服、古布等

食料品の売れ残り、野菜くず、魚あら等

剪定枝等

廃プラスチック類

## 事業系一般廃棄物

(産業廃棄物以外の廃棄物)

### リサイクル不可な紙類

感熱紙、写真、ちり紙、コーティング紙、紙コップ等

紙類のリサイクル可否は右記QRコードから「紙類分別図鑑」をご参照ください。



### 紙類以外

汚れた布等 (合成繊維を除く)

厨芥ごみ、残飯、茶葉等

木くず、木製品 (枝葉、椅子、棚等)

## 産業廃棄物

< 抜粋 >

- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃プラスチック類 (汚れの有無を問わない)
- ゴムくず
- ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
- ★ 紙くず (建設業、製紙業、紙加工製造業、印刷加工業など)
- ★ 木くず (建設業、木材製造業など)
- ★ 繊維くず (建設業、繊維工業など)
- ★ 動物性残さ (食品製造業など)

※●については、あらゆる事業活動に伴い排出されるものであり、★は特定業種に限り産業廃棄物に該当します。  
※( )内の業種は一例です。

上記以外の産業廃棄物の種類は右記QRコードをご確認ください。



### 再生資源化業者等



堺市古紙回収協力事業所一覧

堺市再生古紙取扱事業所の紹介



堺市事業系一般廃棄物再生輸送業指定業者一覧

大阪府登録廃棄物再生事業者名簿



下記のいずれかの方法で清掃工場へ搬入

### 1. 自己搬入

### 2. 収集運搬許可業者へ委託

堺市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧



### 3. 継続収集

申込先：環境業務課 指導係  
072-228-7429

### 清掃工場

◆クリーンセンター東工場  
東区石原町1-102  
072-252-0815

◆クリーンセンター臨海工場  
堺区築港八幡町1-70  
072-282-7400

### 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の処分が可能な業者は大阪府産業資源循環協会(06-6943-4016)へご確認ください

ごみ分別のルール

従業員が昼食時などに食べた弁当やカップ麺等のプラスチック製容器やペットボトルは汚れの有無に関わらず産業廃棄物（廃プラスチック類）に分類されます。そのため、事業系一般廃棄物（リサイクル不可の紙類、汚れた布、厨芥ごみなど）と分けて、産業廃棄物処理業者へ処理を委託しなければなりません。また、産業廃棄物を従業員が自宅に持ち帰り、家庭ごみとして市のごみ収集に出すことは、廃棄物の投棄禁止規定（廃掃法第16条）に抵触するおそれがあります。